



高等教育における経済的負担軽減及び学修支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究(2)

渡部, 昭男

(Citation)

日本教育行政学会第57回大会

(Issue Date)

2022-10-15

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477538>



高等教育における経済的負担軽減及び学修支援に係る 法・制度・行財政の日韓比較研究(2)

渡部 昭男 (大阪成蹊大学・特別招聘教授)

キーワード：少子化・人口減少、子育て・教育の負担(感)増、漸進的無償化公約 10 年(日本)、
国家奨学金 10 年(韓国)、科研費寄稿論考、日韓/韓日対話企画

1. 日韓に共通/類似した問題状況——少子化・人口減少、子育て・教育の負担(感)増

日韓に共通/類似した問題状況として少子化・人口減少が挙げられる (WATANABE Akio 2017, <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/90004263/90004263.pdf>)。合計特殊出生率(15-49 歳女性の年齢別出生率合計)は、2014 年時点でフランス 1.98、スウェーデン 1.88 に対して日本 1.42、韓国 1.21 であった。今は更に低下し、2020・21 年において日本 1.34・1.30、韓国 0.84・0.81 と報告されている。日本は 2008 年をピークに総人口が減少し続けており、韓国も 2020 年の自然減(出生児数<死亡者数)に続きコロナ禍の入国制限で 2021 年には総人口も減少に転じた。

『平成 21 年度文部科学白書』(特集「我が国の教育水準と教育費」)によれば、大学卒業までに各家庭が負担する平均的な教育費は公立の幼稚園から高校まで在学し国立大学に進学した場合が約 1,000 万円、それらが全て私立の場合で約 2,300 万円にのぼる(図表 1-1-1 大学卒業までにかかる費用)。高校(2010)、幼児教育・保育(2019)、高等教育(2020)の無償化等を進めたが、少子化に歯止めはかかっている。韓国でも保育(2013)、高校(2021)、高等教育(国家奨学金 2012)の無償化等を進めているが、これまた超少子化傾向が続いている。経済的困難に加えて、「子育てが楽しそうに思えない」「子どもは負担でしかない」といった意識を含めた「構造的な問題」を指摘する声もある(春木育美 2020『韓国社会の現在』中公新書)。

2. 日韓における高等教育の経済的負担軽減の 10 年のあゆみ

——漸進的無償化の国際公約 10 年(日本)、半額登録金・国家奨学金 10 年(韓国)

本報告では教育行政学がアプローチ可能な高等教育の経済的負担軽減に焦点をあてる。日韓は高等教育への進学意識が高く(70-80%台)、18 歳進学に伴い学費の家族負担が常態化してきた(「東アジアの家族負担主義」国に類別化、小林雅之 2012)。日本は国際人権 A 規約 13 条の漸進的無償化に係る留保を撤回し(2012.9.11)、2022 年は漸進的無償化の国際公約 10 年となるが、大学等修学支援事業(2020)は低所得層限定となっており(補助率は 10-15%)、中間層への拡大が焦眉と言える。韓国は、2012 年に給付型国家奨学金を開始し、多子世帯・中間層にも拡大して学生の登録金負担率はほぼ半額化された(援助率は約 40%)。OECD2021 調査の上に日韓をプロットすると、「高授業料・低補助」の区分枠(左上の第 2 象限)から右へ移動中であることが分かる(図 1 縦軸：国公立学部平均年間授業料 [米ドル]、横軸：補助率、2019-20)。

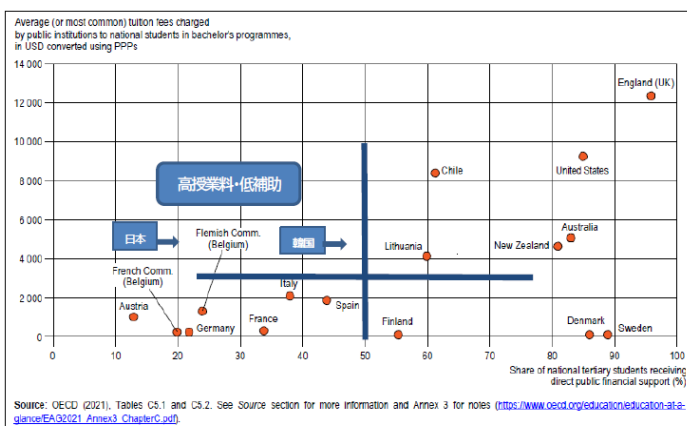


図1. 平均年間授業料*及び公的財政補助学生率** (2019-20 学年度) OECD2021+渡部 2022

3. コロナ禍で蓄積した科研費寄稿論考——韓国側 11 篇・日本側等 12 篇

高等教育をテーマに JSPS 科研費 (B2015-17、C19-21、C22-25) を得て訪問調査やシンポジ

ウム等を継続してきた。コロナ禍以降は寄稿依頼に切り替えて、韓国側 11 篇(2020)、日本側等 12 篇(2021)の論考を蓄積できた(日韓両言語データを神戸大学学術成果リポジトリに公開、寄稿一覧は渡部 2022.7.3「基調提案」に収録 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/90009451/90009451.pdf> / 寄稿依頼はさらに継続中)。それらを共有財産として、オンラインによる日韓／韓日対話企画を始めた。

4. 日韓／韓日対話企画の実施——その概要及び成果

1) 韓国における教育機会平等保障の主張と運動 (2022.7.3、<http://www.jera.jp/20220427-2/>)

第1企画は、韓国教育学会キム・ソンヨル前会長の論考(1980年代の韓国での差別的教育解消主張の再吟味：教育機会の平等の観点から)に対して、尾崎公子氏が応答(教育行政学・韓国研究：韓国における地域間教育格差の是正策)する対話であった。キム氏は「韓国の教育政策を変化させた要因のひとつが社会運動勢力の政策主張である」との問題意識から、①無償義務教育の拡大実施と教育機会の不平等の縮小、②低所得階層に対する学費補助と公正な教育機会の保障、③都市と農村間の教育条件の差異を考慮した財政配分方式の導入と地域間・学校間における教育の公平性の向上を述べた上で、「大学授業料半額」主張と政府の「国家奨学金制度」の導入は「1980年代に始まり、粘り強く続いた差別的教育解消のための教育運動勢力の主張と韓国政府の政策など、同一の問題意識と論理を基盤にしている」と指摘した。教育行政学への示唆として、「機会の平等」(入口)と「結果の平等」(出口)をつなぐ新たな考え方として韓国では「過程の平等」(プロセス)を措定し、そこに介入を試みていることである(教育福祉投資優先地域事業→教育福祉支援優先事業)。キム報告に対して尾崎氏は、自身の科研費研究の成果も踏まえて、農村教育振興に係る①教育福祉(政策原理)、②地方分権改革と学校自律化政策(制度)、③教師の実践力(教育運動)という3つの歯車の連動構造を読み解く形で応答した。

2) 高等教育無償化に係る法制と諸方策 (2022.7.30、<http://www.jera.jp/20220427-2/>)

第2企画は、コ・ジョン教授の論考(前韓国教育行政学会会長・元大韓教育法学会会長：韓国の上級教育の漸進的無償化関連法制整備及び特徴Ⅱ)をもとに、ハ・ボンウン教授の補足発言(元韓国教育財政経済学会会長：大学財政支援のための新政府の方向性検討)、丹羽徹氏の報告(憲法学：高等教育無償化と日本国憲法)、尹敬勲氏の提案(ゆんぎょんふん、教育学・国際関係論：無償化の過渡的段階として大学経営の戦略的提案)を絡ませた対話であった。コ教授は、韓国では義務教育・幼児教育・高校教育の無償化を漸次実現してきたが、国民の無償教育への体感度は低く(塾代等の私教育費過重)、韓国人の教育熱(良い大学進学へ帰結)から推して「最終目標は大学無償教育」であるとした(「無償教育」はレトリックに過ぎず正確には公費教育・公共負担の拡大がコ教授の持論)。その上で、地方大学及び地域均衡人材育成法改正案、高等教育財政交付金及び高等教育財政基本計画の法制化の検討などの動向が紹介された。ハ教授からは、大学登録金値上げ率上限廃止の検討、教育税(国税)の高等教育財政への転換案について補足がなされた。学生からのコロナ禍学費返還憲法訴訟を受けて、同類の災害時での学費免除・減額規定を設けた(高等教育法 11 条)ことは興味深い。

5. 更なる対話へ——ヒューマンライツとしての国際人権規約、高等教育への権利

更に深掘りする為に、戸塚悦朗氏(弁護士：ヒューマンライツの視点から)、水岡俊一氏(参議院議員：公共資産としてのレガシーの観点から)、申恵丰氏(しんへぼん、青山学院大学教授・法学部長：国際人権法研究の立場から)の3氏による「ヒューマンライツとしての国際人権規約～漸進的無償化の国際公約から 10 年」(9.17)、キム・フンホ氏(公州大学校学務担当副学長)と石井拓児氏(名古屋大学教授)による「仮：高等教育への権利」(12.16)等、権利性に焦点化した対話を予定している。

【謝辞：JSPS 科研費基盤研究(C)19K02864(渡部 2019-22)、22K02702(同 22-25)の助成を受けた】